

仕様書

1 契約件名

城南区デジタルゲームでフレイル予防事業に係る業務委託

2 事業目的

城南区は市内7区中、最も高齢化率が高く、介護予防の取り組みに注力して取り組んでいるが、健康講座の新規参加者数の伸び悩みや地域活動の担い手不足等の課題がある。

これらの課題解決に向け、新たなツールとしてデジタルゲーム(家庭用電子ゲーム機を用いて行うゲーム)を活用した通いの場を創出することで、既存の通いの場に参加していない高齢者の社会参加促進を図る。また、デジタルゲームを通じて、多世代交流の場の創出や、通いの場を自主運営できる人材を育成することで、地域包括ケアシステム構築の推進を見据えた地域活動の新たな担い手の育成を図る。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 履行場所

福岡市城南区保健福祉センター地域保健福祉課 および 発注者が指定する場所

5 業務内容

(1) 公民館等でのデジタルゲーム体験会の実施

ア 開催日程の調整

- ・ 公民館との日程調整、会場確保は受託者が行う。
- ・ 実施期間は令和7年10月～令和8年3月を予定。
- ・ 城南区各公民館(11か所)で年3回程度の開催を予定(総実施回数 33回程度)
- ・ 90分～120分/回 程度の体験会を予定

イ 開催場所

- ・ 各校区公民館や集会所等

ウ 対象者

- ・ おおむね65歳以上の城南区住民

エ 広報

- ・ 広報は市政だよりや公民館だより等、市の広報媒体の活用により発注者が実施するが、申し込み状況に応じて、受託者も協力すること。

オ 申し込み受付

- ・ 事前申し込みとする(各回定員15名程度を予定)。
- ・ 申込受付方法については、受託者の提案に基づき、発注者と協議の上、決定すること。

カ 内容

- ・ フレイル予防等のミニ講話とデジタルゲーム体験会の運営
- ・ デジタルゲームの実施に必要な機材購入は発注者が行い、講座当日の機材の配線等の設営、撤去は受注者が行うものとする。
- ・ 内容については、参加者の社会参加への意欲向上に着目して企画し、発注者と協議の上決定すること。
- ・ 参加者の安全確保を考慮した体験会のマニュアル、進行台本を作成すること。
- ・ デジタルゲーム講師については高齢者等、一般住民を対象としたデジタルゲーム(eスポーツ)の講座などの運営に実績のある団体とすること。なお、講師との日程調整については、受注者が行うものとする。

キ 報告書の作成

- ・ 発注者が定める報告様式を用いて報告書を作成し、参加者受付簿と合わせて発注者に提出すること。

(2)デジタルゲームを活用した多世代交流イベントの開催

ア 開催日程

- ・ 令和7年 11 月9日開催予定の「ふれあい城南フェスティバル」内ブースにて開催予定

イ 開催場所

- ・ 福岡大学（詳細な会場は調整中）

ウ 対象者

- ・ ふれあい城南フェスティバル来場者(年齢制限なし)

エ 広報

- ・ 広報は市政だより等、市の広報媒体の活用により発注者が実施するが、状況に応じて、受託者も協力すること。

オ 申し込み受付

- ・ 当日申し込みとする
- ・ 申込受付方法については、受託者の提案に基づき、発注者と協議の上、決定すること。

カ 内容

- ・ デジタルゲーム体験会の運営
- ・ デジタルゲームの実施に必要な機材購入は発注者が行い、講座当日の機材の配線等の設営、撤去は受注者が行うものとする。
- ・ 内容については、参加者に多世代交流を通じた地域活動への意欲を向上させることに着目して企画し、発注者と協議の上決定すること。
- ・ 参加者の安全確保を考慮したイベントの進行台本を作成すること。
- ・ 講師については高齢者等、一般住民を対象としたデジタルゲーム(eスポーツ)の講座などの運営に実績のある団体とすること。

キ 報告書の作成

- ・ 発注者が定める報告様式を用いて報告書を作成し、参加者受付簿と合わせて発注者に提出すること。

(3) デジタルゲームを活用した通いの場を自主運営できる人材の育成(指導者養成講座の開催)

ア 開催日程

- ・ 令和 7 年 12 月～令和 8 年 1 月ごろ 1 回/年 開催
- ・ 120 分/回 程度の講座を予定

イ 開催場所

- ・ 城南区役所 別館 講堂

ウ 対象者

- ・ 介護予防の普及啓発・地域活動の推進に関心のある区民

エ 広報

- ・ 広報は市政だよりや公民館だより等、市の広報媒体の活用により発注者が実施するが、申し込み状況に応じて、受託者も協力すること。

オ 申し込み受付

- ・ 事前申し込みとする(定員 20 名程度を予定)。
- ・ 申込受付は、発注者で行うものとする。

カ 内容

- ・ フレイル予防等の講話とデジタルゲームを活用した通いの場の運営に資する研修会の開催
- ・ デジタルゲームの実施に必要な機材購入は発注者が行い、講座当日の機材の配線等の設営、撤去は受注者が行うものとする。
- ・ 内容については、フレイル予防における社会参加の重要性や、高齢者にとって身近な通いの場の意義を理解した上で、通いの場に参加する高齢者のモチベーション維持につながる効果的な運営方法の習得に着目して企画し、発注者と協議の上決定すること。
- ・ 参加者の安全確保を考慮した進行台本を作成すること。
- ・ 講師については高齢者等、一般住民を対象としたデジタルゲーム(e スポーツ)の講座や地域リーダー養成講座の運営に実績のある団体とすること。なお、講師との日程調整については、受注者が行うものとする。

キ 報告書の作成

- ・ 発注者が定める報告様式を用いて報告書を作成し、参加者受付簿と合わせて発注者に提出すること。

6 業務実施体制

本業務の履行にあたり、管理責任者を1名配置するものとする。また、専門的な人材が必要な場合は外部人材等の適切な活用により、効果的な事業推進が可能な体制とするなど、業務を適正に実施するために必要な業務体制を構築するものとする。

7 個人情報の保護に関すること

- (1) 業務実施にあたり、個人情報・情報資産の取り扱いについては、別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守すること。
- (2) 活動上で知り得た個人情報等の秘密を洩らさないよう留意すること。

8 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、関係法令・条例を順守すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ定めること。
- (3) 業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得ること。
- (4) 委託内容等については、提案競技時点におけるものであり、契約締結の際、受注者と協議の上、変更を加えることがある。

別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」

1 基本的事項

受注者は、この契約に基づき委託された業務(以下「委託業務」という。)を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、福岡市情報セキュリティに関する規則(平成23年福岡市規則第51号)及び情報セキュリティ共通実施手順その他関係法令を遵守し、個人情報(個人番号及び特定個人情報を含む。)及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。

特に個人情報については、法第66条第2項において、受注者に行政機関等と同様の安全管理措置が義務付けられていることから、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2 定義

(1) 個人情報

法第2条第1項に規定する個人情報をいう。

(2) 個人番号

番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。

(3) 特定個人情報

個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第13号に規定する住民票コードをいう。)以外のものを含む。)をその内容に含む個人情報をいう。

(4) 情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報(OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む)並びにそれらを印刷した文書
- ・ ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(5) 機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

(6) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

(7) 可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3 秘密保持

受注者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業者の監督等

受注者は、その従業者に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、取り扱う従業者を書面で報告するとともに当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

- ・ 委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。
- ・ 個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、法及び番号法に規定する罰則が適用される場合があること。
- ・ 上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。

5 作業場所の制限

受注者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を持ち出し、又は取り扱ってはならない。ただし、福岡市(以下「市」という。)の書面による承認があるときは、この限りではない。

6 収集に関する制限

受注者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

受注者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

8 安全確保の措置

受注者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写、複製又は加工の制限

受注者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

10 再委託の制限

受注者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、市の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、市の指示に従い、市に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等を行わなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12 報告及び監査・検査の実施

市は、受注者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

13 事故等発生時の報告

受注者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

15 契約の解除及び損害の賠償

市は、受注者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。この場合において、受注者に損害を生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。